令和８年（フ）第７５９号
神戸市北区上津台２丁目26番13号　矢萩方
債務者　谷本　晴美
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７６８号
神戸市長田区明泉寺町２丁目５番12号
債務者　和田　美穂（旧姓黒田）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７９６号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅70号棟1201号
債務者　舟引なおみ
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８４２号
神戸市垂水区南多聞台４丁目１番９号　グリーンリバー舞子202号
債務者　小霜こと　高橋智恵子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８５７号
神戸市東灘区御影本町６丁目２番６号　ロイヤルメゾン御影７　102号
債務者　白川エリアネこと　ＳＨＩＲＡＫＡＷＡ　ＥＬＩＡＮＥ（シラカワ　エリアネ）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８５９号
神戸市須磨区白川台３丁目64番地の８　セントラルマンション405号
債務者　本多宏三郎
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６２号
神戸市兵庫区夢野町４丁目３番13号　アメニティホーム夢野
債務者　渡邊　忠司
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２号
佐賀市兵庫町大字渕2862番地１　Ｃ313
債務者　樋口　史郎
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１８号
佐賀市大和町大字久池井861番地１　春日ハイツ201、前住所佐賀市大和町大字尼寺947番地６　カーサブランカⅡ　104
債務者　山田　勇樹
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７０号
沖縄県浦添市牧港５丁目13番38号
債務者　南風原マリア
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第６６号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字三ツ沢34番地
債務者　長谷川孝市
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第２１２号
千葉県白井市けやき台２丁目２番３棟306号
債務者　宇賀　直翔
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１７号
千葉県成田市桜田1137番地２　大栄病院内、前住所千葉県香取郡神崎町毛成1326番地１
債務者　平野　昭教
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２２５号
千葉県八街市四木312番地１　太陽荘
債務者　万代　　宣
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２２９号
千葉県佐倉市八幡台１丁目21番４号
債務者　長岡くに子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２４０号
千葉県富里市七栄251番地65（クレスト101）
債務者　岡野　昭義
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２４９号
千葉県成田市飯田町135番地２　アーバンハイム102
債務者　浅井　未夢
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部